

## 伊賀市庁議設置規程

令和8年3月31日伊賀市訓令第48号

### (設置)

第1条 市の重要施策を審議策定し、市長の意思決定を補完するとともに各部局間相互の総合調整を行い、市政の適正かつ効率的な執行を図るため庁議を設置する。

### (組織)

第2条 庁議は、市長、副市長、教育長及び別表に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

### (会議)

第3条 庁議の会議（以下「会議」という。）は、市長が召集し、及び主宰する。ただし、市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときは、副市長又は市長があらかじめ指名した構成員がこれを代理する。

2 会議は、原則として毎月第1火曜日及び第3木曜日（その日が伊賀市の休日定める条例（平成16年伊賀市条例第2号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）である場合は、その直後の市の休日でない日）に開催する。ただし、必要があるときは、臨時に会議を開催することができる。

3 庁議の進行は、未来政策部長が行う。ただし、未来政策部長に事故があるとき、又は未来政策部長が欠けたときは、市長があらかじめ指名した構成員がこれを代理する。

4 市長は、会議の付議事項に応じ、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

5 構成員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

### (付議事項)

第4条 会議に付議する審議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市政の基本方針（予算編成方針を含む。）等に関する事。
- (2) 長期計画の樹立又はその変更に関する事（市議会の議決を要する計画の策定方針、中間案及び最終案）。
- (3) 個別計画の樹立又はその変更に係る基本方針等に関する事（市議会の議決を要しない計画の策定方針）。
- (4) 行政運営に係る重要事項
- (5) 市議会に係る案件で、市議会への対応が必要な重要事項及び市議会に付議すべき重

## 要事項

- (6) 各部局間相互において調整を要する事項（公民・大学連携等で重要なもの、新たに発生した事務事業で調整が必要なもの等）
- (7) 市の重要な行事等に関すること（全庁的に取り組む事業、周年事業、国民スポーツ大会等）。
- (8) 市の重要な施設等の新設及び改廃に関すること（旧上野ふれあいプラザ跡地、学校統廃合、民間提案事業等）。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 会議に付議する報告事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各部局にわたる施策の調整に関すること。
- (2) 市議会に提出する議案（予算、重要施策の計画及び庁議に付議された重要案件に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 各部局間で情報共有する必要がある連絡又は報告事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（付議手続）

第5条 構成員は、会議に付すべき事項があるときは、会議を開催する日の7日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに、別に定める庁議付議要求書に必要な書類を添えて、未来政策部未来政策課長を経て未来政策部長に会議への付議を求めるものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

（調査等）

第6条 未来政策部長は、前条の規定による付議の要求について必要があると認めるときは、関係部局の所掌事務について調査し、又は関係部局に対し資料の提出を求めることができる。

（付議事項の周知及び実施）

第7条 構成員は、会議に付議された事項について、速やかに周知するとともに、実施を要するものにあつては、その促進を図らなければならない。

（検討部会）

第8条 庁議は、会議において個別に検討すべき事項が生じたときは、必要に応じ検討部会を設置することができる。

2 検討部会を構成する者及び検討部会の担当課等は、庁議において決定する。

- 3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、市長が指名した職員を持って充てる。
- 4 検討部会の会議（以下「部会会議」という。）は、部会長が招集し、その議長となる。  
（会議等の非公開）

第9条 会議及び部会会議は、非公開とする。  
（会議要録の作成）

第10条 未来政策部未来政策課長は、会議終了後遅滞なく、当該会議に係る付議事項（報告事項に限る。）について、次に掲げる事項を記載した会議要録を作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者の氏名
- (4) 付議事項名
- (5) 特記事項等

（会議要録等の公表）

第11条 未来政策課未来政策課長は、前条の会議要録及び会議資料を伊賀市ホームページに掲載し、及び未来政策部未来政策課において閲覧に供することにより、これを公表するものとする。ただし、会議要録又は会議資料の中に伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条に規定する非公開情報が含まれる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による公表は、原則として、会議終了後2週間以内に行う。

（庶務）

第12条 庁議の庶務は、未来政策部未来政策課において処理する。

- 2 検討部会の庶務は、第8条第2項より決定した担当課等において処理する。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、庁議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（市政運営会議の設置及び運営に関する規程及び伊賀市総合政策会議の設置及び運営に関する規程の廃止）

- 2 市政運営会議の設置及び運営に関する規程（令和6年伊賀市訓令第7号）及び伊賀市

総合政策会議の設置及び運営に関する規程（令和6年伊賀市訓令第16号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

政策調整統括参与兼未来政策部長 総合危機管理統括参与兼防災危機対策局長 総務部長 地域力創造部長 財務部長 地域連携部長 人権生活環境部長 健康福祉部長 健康福祉部こども政策担当理事 産業農林部長 産業農林部農林担当理事 建設部長 建設部建築住宅担当理事
---